

欧州の基準・認証制度の動向（2014年11月/12月）

● トピックス一覧 ●

1. 食料品・飼料
2. エコラベル
3. エネルギー効率・エネルギーラベル
4. 製品安全
5. 自動車・運輸部門
6. 標準化動向
7. 電気・電子機器
8. その他（通商分野）

.....

1. 食料品・飼料

(1) 緊急警報通知：日本から輸入される豆腐と豆乳に対する通関拒否の通知

緊急警報通知（RASFF）は、EU 域内でヒトの健康に対するリスクが確認された食品・飼料に関する情報交換並びに通知を加盟国間で迅速に行うことを目的として、欧州委員会が設置したポータルサイトである。

2014年11月、英国は日本からの冷蔵豆腐と豆乳に関して輸入申告書が添付されていなかったとして承認を行わなかった。

表1：日本からの冷蔵豆腐と豆乳に関する通知

製品（通知）	物質/危険性	通知国	措置	リンク
冷蔵豆腐と豆乳製品	輸入申告書の欠落	英国	未承認	RASFF Portal

(2) 食品における栄養強調表示および健康強調表示

食品における栄養強調表示および健康強調表示に関する EU 規則1924/2006の下、欧州委員会は以下の物質に関して病気にかかるリスクを減らす保健機能食品として扱うことを承認、もしくは不承認とする決定をおこなった。

- カルシウム (承認)
- ビタミン (承認)
- グルコサミン (不承認)
- 大豆タンパク (不承認)
- 植物ステロールと Cholesternorm®mix の組み合わせ (不承認)
- エイコサペンタエン酸 (不承認)
- 植物ステロール (不承認)

参照：EU官報[L 331/8](#)

(3) EU 新食品ラベル規則が施行

2014年12月13日、EU 新食品ラベル規則（1169/2011）が施行された。2011年に採択された新 EU 規則（1169/2011）は、より明確で一貫性のある、正確な情報を消費者に提供することを目的としたものである。

参照：欧州委員会の[プレスリリース](#)（2014年12月13日）、EurActiv の[記事](#)（2014年12月12日）、欧州委員会の[サイト](#)

2. エコラベル

(1) エコラベルの対象を拡大するための承認基準

欧州委員会はエコラベルの新しい製品カテゴリーに対する承認基準を下記の通り策定した。EU のエコラベルは、原材料の抽出から生産、使用、廃棄までの製品のライフサイクル評価を通じて環境負荷の軽減を図る目的で導入され、企業が自主的に採用している。

表2：欧州委員会が新しい製品カテゴリーのために策定したエコラベルの基準

製品カテゴリー	具体的な製品例	リンク
吸収特性をもつ衛星製品	幼児用おむつ、生理用品、タンポン、授乳用パッド。対象製品は天然繊維とポリマーからの混合物で、タンポン以外の製品で、繊維は重量の90%以下となるもの	EU OJ L 320/46 EU 官報 L 320/46
洗い流す化粧品	トイレ用洗剤、ボディーシャンプー、シャンプー、コンディショナー、髭剃り用製品	EU OJ L 354/47 EU 官報 L 354/47

(2) 特定製品に対する現行のエコラベル基準を延長

欧州委員会は、特定の製品に関するエコラベルの環境保全基準の適合性と妥当性に関する評価を行う一方、現行のエコラベル基準の期限を延長する提案を行った。

欧州委員会が提案したエコラベルの有効期限の延長案は、理事会と議会の双方によって承認される必要がある。理事会は2014年12月9日に同提案を既に承認している。

エコラベル基準の延長期限と対象製品に関する詳細は下記の通り。

表3：エコラベル製品基準のための適用期限

製品	現行の適用期限	新しい適用期限
履物類	2015年6月30日	2015年12月31日
キャンプ場におけるサービス	2015年11月30日	2016年12月31日
旅行者用ホテルサービス	2015年11月30日	2016年12月31日
木製の床材	2015年12月31日	2016年12月31日
食洗機用の洗剤	2015年4月28日	2016年12月31日
洗濯機用の洗剤	2015年4月28日	2016年12月31日
手洗い用洗剤	2015年6月24日	2016年12月31日
一般用途洗剤と公衆衛生用洗剤	2015年6月28日	2016年12月31日

参照：欧州理事会の[プレスリリース](#)（2014年12月9日）、欧州委員会の[決定](#)（2014年12月9日）

3. エネルギー効率・エネルギーラベル

(1) 換気設備に関するエコデザイン要件

エコデザイン指令（2009/125/EC）に基づき、欧州委員会は、エネルギー消費量に影響を及ぼす特定の製品やそれ自体ではエネルギーを消費しない製品（窓や断熱材、蛇口等）を対象としてエコデザイン要件を設定している。エコデザイン要件は、大量のエネルギーを消費し、販売や貿易量が多く、環境に与える影響を削減できる可能性がある製品に設定されている。

2014年7月、欧州委員会は空調設備に対するエコデザイン要件を列挙した EU 規則（1253/2014）を策定し、同年12月に官報で発表した。同規則では、家庭用と非家庭用換気設備を区別し、それぞれに異なる要件を設定している。一方で、特定の換気設備は同指令の適用範囲外となっている（例：非常用の換気設備は、その使用頻度と期間が限られているとして適用外）

さらに同規則は、家庭用換気設備の最大エネルギー消費量に加え、最大騒音値も規定している。同指令の施行は2016年1月と2018年1月の2段階で行われ、換気機器に対するエネルギーラベリング枠組みで補完される。

参照：EU官報[L 337/8](#)（エコデザイン指令）、EU官報[L 337/27](#)（エネルギーラベリング）

4. 製品安全

(1) 日本製品に対する RAPEX 通知

欧州共同体緊急情報システム（RAPEX）は、他のメカニズムで監視されている食品、医薬品、医療機器以外の製品を対象とし、ヒトの健康と安全に対するリスクが確認された製品に関する情報や、既に実施された政策に関する情報の交換並びに通知を加盟国間で迅速に行うことを目的として、欧州委員会が運営している。

2014年11～12月、RAPEX の下、消費者の健康および安全に対する重大なリスクがあるとして以下の日本製品が加盟国から欧州委員会に通知され、エンドユーザーからの回収や市場への流通を阻止する措置が一部の加盟国で実施された。

表4：日本製品に対する RAPEX 通知

メーカー名/製品	不良原因	通知国	対策	リンク
三菱自動車 乗用車	ACC（アクティブクルーズコントロール）/FCM（衝突被害軽減ブレーキ）の不具合で事故を起こす危険性	ポーランド （スウェーデンとオランダでも同様の不具合が発見され同様の対策が取られた）	消費者から リコール	RAPEX Report 44
トヨタ自動車 乗用車	ステアリング制御の不作動で事故を起こす危険性	ドイツ	消費者から リコール	RAPEX Report 45
ECHO/新ダイワ チェーンソー	EU 機械指令の要件を満たしていなかった	イタリア	市場からの 回収	RAPEX Report 45
トヨタ自動車 乗用車	オイル漏れによりエンジン室から発火する危険性	ポルトガル	消費者から リコール	RAPEX Report 48
トヨタ自動車 乗用車	エアバッグシステムの誤作動によってケガをする危険性	ポルトガル	消費者から リコール	RAPEX Report 49
ホンダ 乗用車	エアバッグシステムの誤作動によって負傷する危険性	ポルトガル	消費者から リコール	RAPEX Report 49
ヤマハ オートバイ	バッテリー室の漏電によって発火する危険性	ドイツ	消費者から リコール	RAPEX Report 51

(2) 木製と金属製の建材

欧州委員会は、特定の木製と金属製の建材の使用に対して、火災の発生時の熱抵抗を考慮した一連の規則を発表した。さらに同規則は、製品が火災発生時に適切に耐熱効果を発揮するための条件を述べている。

表5：火災発生時に適切に耐熱効果が発揮されるための条件と認定製品

製品タイプ	製品	火災発生時に適切に耐熱効果が発揮されるための条件	リンク
木製パネル	EN 13986	木材密度とパネルの厚さに関する要件	EU OJ L 349/25
木製のソリッドパネルとクラッディング	EN 14915	木材密度と木製と金属製のパネルの厚さに関する要件	
無垢のフローリング材	EN 14342	木材密度とフローリング材の厚さ、床とフローリング材の間の処理方法に関する要件	EU OJ L 349/27
室内用金属製の木摺（きずり）	EN 13658-1	プラスターボードの使用に関する要件	EU OJ L 349/29
屋外用金属製の木摺	EN 13658 -2	プラスターボードの使用に関する要件	
金属フレーム	EN 14353	プラスターボードの使用に関する要件	

(3) 浮き用具と室内用トレーニング機具

欧州委員会は、一般的な製品安全に関する EU 指令（2001/95）の下、以下の製品に関する安全基準を承認した。

- 水上並びに水中で利用するための浮き輪
- 室内用トレーニング器具

表6：新しい標準規格

製品	標準規格	同規格が扱う特定の要綱
水上並びに水中で利用するための浮き輪	EN 15649-2:2009+A2:2013	消費者
室内用トレーニング器具	EN 957-6:2010+A1:2014	トレッドミル、特定の安全要件と試験方法

参照：EU官報[L 349/65](#)

5. 自動車・運輸部門

(1) UN/ECE が自動車部品に関する統一規定を採択

国連欧州経済委員会（UN/ECE）は、下記の通り、自動車部品の認証に関する統一規定を採択した。欧州委員会は、国際標準の策定および EU 規格の国際標準化に向け、国連欧州経済委員会の基準策定の作業に関与している。

表 7: UN/ECE の規則と主な内容

UN/ECE 規則	主な内容	リンク
規則 N. 85	内燃エンジン、電力駆動モーター（M と N）に関する規定	EU 官報 L 323/52
規則 N. 115	<ul style="list-style-type: none"> 特定の LPG（液化石油ガス）の後付システムを自動車に搭載するための規定 特定の CNG（圧縮天然ガス）の後付システムを自動車に搭載するための規定 	EU 官報 L 323/91

(2) 乗用車および小型商用車への e コール緊急システムに合意

2014年12月1日、EU の加盟国常駐代表委員会（COREPER）は、欧州議会との三者会談で、乗用車と小型商用車に e コール緊急システムを搭載する法案について暫定合意した（今後正式に承認される見込み）。

e コールシステムは、事故時に車両の位置および基礎情報を自動的にコールセンターに通知するものである。同案によれば、2018年3月31日より、新たな型式の車両は e コールシステムを搭載しなくてはならない。欧州委員会はその後、e コールシステム搭載の義務付けをトラックやバスなど他のタイプの車両に拡大するかどうかを評価する。同案の要点は以下のとおり。

- データ保護とユーザーのプライバシーを確保するため、e コールを安全以外の他の目的で使用することを禁じ、自動コールは車両クラス、使用燃料、事故発生時間と位置などの基本データのみを提供すること。
- 収集データの完全、永久的な削除ができるように設計されなくてはならない。
- 民間コールセンターにより類似サービスを提供しているメーカーが存在するため、公的システムとの共存を前提とし、民間センターが作動しなかった場合に自動的に公的センターのサービスが受けられるようにする。
- 車両の所有者は、民間・公的システムのいずれかの利用を選択ができるようにする。

参照：欧州議会の[プレスリリース](#)（2014年12月4日）、閣僚理事会の[プレスリリース](#)（2014年12月10日）

(3) 加盟国がトラックの重量と寸法に関する新たなルールを承認

2014年12月17日、加盟国常駐代表委員会（COREPER）は、トラックの重量と寸法に関する新たなルールについて、12月10日に成立した欧州議会との暫定合意を承認した（今後正式に承認される見込み）。

同ルールは、トラックの寸法と重量に関する EU 基準 の特例を認めるもので、トラックメーカーは、道路安全と燃費の改善を目的とし、よりエアロダイナミック（空気抵抗の少ない）デザインを実現するため、現行の全長と重量の上限を超えることができる。

新ルールは、2022年に発効するが、特例に従う車両を市場に投入するかどうかの判断は企業に委ねられる。新たな寸法・重量の車両は、市場に投入される前に、型式認証を受けなくてはならない。従って、欧州委員会は、現行の型式認証ルールを修正することになる。

新たなルールはこの他、電気や水素などのクリーンな燃料を促進する目的で、こうした燃料を使用するための装置搭載に最大1トンの重量増加を許可する。トラックのデザイン変更により、トラックをインターモーダル（複合）輸送用に最適化することもできる。

参照：常駐委員会の[プレスリリース](#)（2014年12月17日）

(4) 欧州委員会がモーター車両等の方式認証の規定を修正

欧州委員会は、モーター車両、トレーラーのシステムや構成部品に関わる型式認証を規定する指令（2007/46/EC）の修正案を採択した。主な変更点は下記の通りである。

- 車両の様々な認証段階における手続きの規定を修正
- EU/ECE による規制の採択に対応して指令の一部を更新
- 一貫性の観点から異なるモデルの認証に使われる番号を修正

参照：EU官報（[L315/3](#)）

(5) EU の鉄道システムの相互運用性に関わる規定

欧州委員会は、EU の鉄道システムの相互運用性に関わる技術仕様に関する規定を採択した。主な技術仕様の規定分野は下記の通りである。

- インフラ（参照：[L 356/1](#)）
- 移動障害を有する人に対するアクセス確保（参照：[L 356/310](#)）
- エネルギー（参照：[L 356/179](#)）

- 鉄道車両（参照：[L 356/228](#)）
- 鉄道トンネルでの安全性（参照：[L 356/394](#)）
- 騒音（参照：[L 356/421](#)）
- 鉄道貨物システムに対するテレマティクスの適用（参照：[L 356/438](#)）
- 鉄道インフラの登録（参照：[L 356/489](#)）
- 既存鉄道路線の相互運用性に関する技術的な基礎指標（Basic Parameters）を遵守しているかどうかを示す手続き（参照：[L 356/520](#)）

(7) 革新的なバッテリー充電用の太陽光屋根を承認

欧州委員会は、ドイツ企業 Webasto が開発した「太陽光屋根（Solar Roof）」によるバッテリー充電システムを、特に乗用車からの CO2削減に寄与する「革新的な技術」と認定した。

太陽光屋根は、車両の屋根に搭載された太陽光パネルによって構成される技術で、インバータを通じて太陽エネルギーを電気に変換し、車内のバッテリーに蓄電するものである。

欧州委員会が「革新的な技術」と認定したことで、同技術の搭載車両の CO2 排出量の換算において一定の割引が適用される。

参照：EU官報（[L 332/34](#)）

6. 標準化動向

欧州委員会の2015年作業プログラム

12月15日、欧州委員会は2015年の作業プログラムを発表した。同プログラムは、2015年に欧州委員会が取り組む政策案件を明示したものである。

従来に比べ、本年のプログラムは、新欧州委員会の優先政策課題に対応する取り組みに集中する内容になった。具体的な取り組み内容としては、特に、物品とサービスの域内市場統合の強化を進める戦略が注目される。欧州委員会は、その一環として、先端製造システムや建設業、物品とサービスの統合など EU 経済に大きな影響をもたらす主要産業部門の標準化を促すこととしている。

参照：欧州委員会の新たな取り組みの[リスト](#) (2014年12月16日), 欧州委員会の[サイト](#)

7. 電気・電子機器

フロンガスに関する新たな報告義務

2014年4月16日に EU が採択した新規則（Regulation (EU) 517/2014）は、フロンガスの排出量を2030年に現状から3分の2に削減することを定めている。そのため、同規則は、特定のフロンガスの製造、輸入、貯蔵、廃棄に関し、新たに報告義務を課している。こうした報告は、欧州委員会が定める報告ツールに基づく電子データで行われることになっている。

2014年10月30日、欧州委員会は、この電子報告ツールの詳細を定めた新規則（Regulation (EU) N. 1191/2014）を採択した。

参照：EU官報 [L 318/5](#)

8. その他（通商分野）

船員の訓練や認定に関する日本の制度の承認

欧州委員会は、船員の訓練や認定に関する日本の制度を承認する新たな決定を発表した。同発表によれば、欧州委員会は、日本の制度が STCW 条約「1978年の船員の訓練及び資格証明 並びに当直の基準に関する国際条約（The International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Seafarers）」に適合していると判断した。

参照：EU官報 [L 365/158](#)